

情報提供すべき事項（法第23条第5項、則第18条の2第3項）

本 社	①. 派遣労働者の数（1日平均）（人）	40
	②. 派遣先の実数（件）	13
	③. 派遣料金（1日8時間当たりの額）（円）	15,832
	④労働者賃金（1日8時間当たりの額）（円）	11,644
	⑤マージン率	26.5%
	⑥教育訓練に関する事項（労働者の費用負担なし） ア、秘密の保持・安全衛生について（新規教育） イ、コンプライアンス・情報セキュリティ現場定着研修（必要の都度）	
	⑦その他参考と認められる事項	社会保険、有給休暇、育児・ 介護休業、定期健康診断
	⑧雇用安定措置を講じた人数	4
	⑨教育訓練計画	e-ラーニング

東 北 支 店	①. 派遣労働者の数（1日平均）（人）	32
	②. 派遣先の実数（件）	8
	③. 派遣料金（1日8時間当たりの額）（円）	14,402
	④労働者賃金（1日8時間当たりの額）（円）	10,516
	⑤マージン率	27.0%
	⑥教育訓練に関する事項（労働者の費用負担なし） ア、秘密の保持・安全衛生について（新規教育） イ、コンプライアンス・情報セキュリティ現場定着研修（必要の都度）	
	⑦その他参考と認められる事項	社会保険、有給休暇、育児・ 介護休業、定期健康診断
	⑧雇用安定措置を講じた人数	6
	⑨教育訓練計画	e-ラーニング

*上記数値は、労働者派遣事業報告書（年度報告）（2021年7月1日受理）を基に計算しています。
（対象期間 2020.4.1～2021.3.31）

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

○労使協定を締結しているか否か	締結済み
○労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
○労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日